



## 質問

**既に通知している総会議案の上程を取りやめる場合、どのようにしたらよいですか。**

(相談概要)

あるマンションで、通常総会の招集通知及び議案書を組合員に送付した後に、理事長から突然、ある特定の議案について上程を取りやめたいとの申し入れがありました。このような取り扱いをすることは可能でしょうか。なお、当該マンションの規約では、総会提出議案の決定は理事会の決議事項としています。



## 回答

総会提出議案を理事会の決議事項としているため、議案の取り下げについても同様に理事会決議が必要と考えられます。

議案を取り下げる手順として、以下の方法が考えられます。

- ①当該議案の取り下げについて理事会の決議を経る。
- ②総会の前日までに各組合員に到達するように、当該議案の取り下げの通知を発する。
- ③総会当日、議長が出席した組合員に審議・採決を行わない旨の賛同を得る。

ただし、議決権行使書を使っているようなケースで、すでに賛成票のみで議決要件を満たしている場合は、取り下げはできませんので、注意が必要です。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。